◇鳥取縣令第五十六號

則を次のやうに定める。

昭和二十一年八月二十日

前項の許可は店舗其の他の事業塲(事業を行ふ場所が

1.53111

昭和廿 一年八月 二十

H

火

條の規定に基いて鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規 昭和二十一年六月勅令第二百四十七號青果物等統制令第九

鳥取縣知事

鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則

ならないの

第一條 並びに縣内において青果物の加工若しくは加工品の販賣 よつて知事の許可を受けなければならない。 をしようとする者又は其の團体は本令に定めるところに 域において青果物の販賣をしようとする者又は其の劇体 青果物等統制令第五條第一項による縣指定消費地

第三條 第二條 む)所在地の市町村長を經由して知事に提出しなければ場所が一定しないものは其の事業を行ふ主たる區域を含 定しないものは事業を行ふ區域を含む)毎にこれを行ふ 第一號)に左に掲げる書類を添へて事業場(事業を行ふ 前條、 第一條の許可を受けようとする者は申请書(様式 第一項の販賣業とは卸賣業及び小賣業を謂

一、事業を開始しようとする理由

二、團体に在つては定欵、寄附行爲、其の他之に準ず るもの財産目録、賃借對照表、損益計算書組合員の 組合等にあっては定款、寄附行爲其の他これに準す にあつては履歴書、及び戸籍謄本、購買組合、消費 るものく財産目錄、賃借對照表、損益計算書を個人

(第三種郵便物製可)

統昭和二十一年八月二十日

鳥取縣公報每週

曜日愛行(株日二宮ル)

取扱青果物並びに加工品の種類

事業、開始の豫定時期

店舖、

其他の事業場の位置文は事業を行ふ區域

左の通り之を許可する

昭和

H

知

事

名

臼

右の者青果物並びに加工品販賣窯許可規則第一條に依

日生

氏

・販賣業の種類

青果物販賣業許可申請

定によつて御許可下さるよう添附書類を添へて申請し 右鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則第三條の規

ቋ

事業場の位置又は事業を行ふ區域

販賣業の種類

取扱青果物並びに加工品の種類

(裏面)

昭和

年

月

住 G

所

樣式第一號

三、震該意業以外の事業を行ふ場合にあつては其の事

業の概要を記載した新面

添付して知事に追達しなければならない 市町村長前項の響類を受理した場合は遙滯なく副申書を 四、身分證明書 「團体にあつては代表窓の身分證明書

第四條 但し其の許可申諸期間中は從來の販賣業 可申請害を提出しなけれ 令の定めるところによつて昭和二十一年九月十日迄に許 本令が公布になつた際現に其の事業を行ふ者も水 ばならない。 ~ 營むことが出

第五條 來る。 許可を受けた者は其の事業を他人に委託するとと

第六條 を廢止した事業場(事業を行ふ場所が一定しないものに たときは其の事由を記載した書面を添付して遅滯なく之 あつては事業を行つた主たる區域を含む) 所在地の市町 村長を經由して知事に居出なければならな 許可を受けた著其の事業の全部又は一部を廢止し

は出來ない。

昭和二十一年八月 (第三種郵便物認可)

第七條

第二號)を交付する。 本計可器にしを他 第一條の許可のあつた者に對しては許可證(様式 /に貸與又は譲渡することはできない

許可を受けた者は左の一に該當する行爲があつたときは 許可を取消すことがある 許可證に記載した以外の青果物並びに加工品を取

扱つたとき

定められた機闘以外から青果物を買入れたとき

定められた價格を超えて販賣したとき

以扱青果物を自己の消費に充當隱匿若くは之を縣 量目不足の青果物を販賣した主き

の指示する以外の方法に依り護渡販賣又は販賣の委 託をしたとき

其他關係法令又は行政官廳の指圖に選背 たとき

本令は公布の日からこれを施行する。

縣取縣公英

(縦七糎横一〇糎)

取扱つたとき

定められた機関以外から青果物を買入れたとき

(衰面)

30311

樣式第二號

鳥取縣知事

(法人

に在りては其

の名稱及代表者氏名印)

一、許可を受けた者に左の一に該當する行爲があつた

本許可證は之を他人に貸與又は讓渡することはで

ときは許可を取消すことがある

許可證に記載した以外の青果物並びに加工品を

名

きない

息取縣青果物並に加工品販賣業許可豁

毗利

一十八月二十日

Ξ

定められた價格を超えて販賣したとき

領ノ修 要正

*2010 ◇選舉告示第十四號 互選規則第七條の規定に依り次のやうに互選人名簿の修正 たのに對し八月十九日これを决定し貴族院多額納稅者議員 昭和二十一年六月十五日現在に依り調製し同年八月三日よ り縦覽に供せられたる貴族院多額納稅者議員補闕選舉互選 人名簿に關して日野郡日野上村入澤康より修正申立があつ 選 伯郡賀野 擧 東郷、 安 村 松崎村 示 號名互 簿選 番人 --00 大川鳥 籍住居職業 鳥取縣知事 總直接國稅 氏 敬 生年月日 Ξ

昭和二十一年八月二十日

施和二十一年八月二十日

(第三種郵便物器可)

五

سنسطن فنيتف	فسنجنوب	-		on a succession of the	ALM COMES TO A STREET	MANUFACTURE STATE
リ 八頭郡散岐村を除く) ハ頭郡(國英村、賀茂村 ハ	ツ 岩美郡村、津ノ井村を除 ツ 米子市 陰田地區 ツ	果實金部。鳥取市中鄉稻葉、地區、島、取縣果實協會二、、種類、出一一荷、地、區、出一荷機、開開、二、種類、出一一荷機、開東縣知事。林、敬、三、	昭和二十一年八月二十日・昭和二十一年八月二十日・昭和二十一年十月』明明十万第二號へ次のやうに追加する。	10日 「「「「「「「「」」」」「「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」	は一番の対象に	五、取扱靑果物を自己の消費に充當隱匿者くは之を縣4、量目不足の靑果物を販賣したとき
" "	" "	<i>y </i>		v. v.	// // min	1/
11 11	東 ル 伯郡	新 の 高 郡	頭郡	美那	四 東 伯 伯 耶 邓	氣高郡
花見村村	治豐質村	松散賀保岐茂村村村	英井	字語が付にいる。	名(く安崎花/ 中賀	を除く)
]	字、 碕儒東舎 田尚・町町増入 川徳 を、村 村村 除浦松	豐
11 11	<i>"! !!</i>	<i>11 11 11</i>	<i>W W</i>			"
ll .		•			·	